

独立行政法人国際協力機構 中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 30 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の平成 29 年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

機構の役割

機構は、中期目標に示された、国際社会及び我が国の情勢を踏まえ、機構の目的及び開発協力大綱等の国の政策体系上の位置付けに沿って、開発協力の実施を通じて、以下に掲げる役割を果たす。

国際社会の平和と安全及び繁栄の確保に貢献することを目的として、開発途上地域の開発課題及び地球規模課題の解決に取り組む。このような取組を通じて、機構は、我が国の平和と安全及び繁栄、安定性、透明性及び予見可能性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の実現といった、我が国の国益に貢献する。

国際社会における我が国への信頼感の向上、開発途上地域と我が国との関係強化及び国際社会の秩序や規範形成に向けた我が国の積極的な参画に貢献する。

我が国全体と開発途上地域との関係強化を支援し、これを通じて我が国の経済、社会の活性化に貢献する。

機構が取り組む重点領域

機構は、開発協力大綱の重点課題である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」に取り組むことに加え、以下に関する取組をより一層強化する。

(1) 国の発展を担う人材の育成

研修事業の一環として、我が国への留学機会を含む高度な人材育成プログラムを提供し、併せて我が国の近代化や開発協力の経験を共有することを通じ、開発途上地域の将来の指導者を育成する。

(2) 開発の担い手との連携強化と我が国地域活性化への貢献

国内拠点と海外拠点が持つ結節点機能とネットワークを活用して、特に我が国の地域活性化にも貢献すべく、民間企業、NGO/市民社会組織（CSO）、地方自治体、大学等、国内の多様な開発の担い手を開発途上地域と結びつける。

(3) 国際的公約実現への貢献及び国際社会でのリーダーシップの発揮

我が国及び機構の強みをいかして持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的公約の実現に貢献するとともに、開発協力分野における国際的な課題設定や枠組みづくりに積極的に参画する。

(4) 安全対策の強化

職員及び事業関係者の安全確保に万全を期すため、情報の収集・分析及び発信・周知を強化し、緊急事態発生時の対応能力を強化する。

機構が重視するアプローチ

(1) 信頼関係の構築に向けた、オーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進

機構が長年にわたり実践してきた開発途上地域のオーナーシップと我が国との対等なパートナーシップを基礎とする協力は、開発協力の効果を高め、開発途上地域と我が国との信頼関係の強化に寄与してきたことを再確認し、これを引き続き重視する。

(2) 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ

人間一人ひとりに焦点を当て、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等の保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現を推進する。

(3) 事業の戦略性の強化、業務の質の向上

事業の目標、成果及び優先順位を明確にすることにより事業の戦略性を強化するとともに、我が国の技術や知見を活用し、機構が有する様々な協力手法のベスト・ミックスを図り、多様な開発の担い手とも連携することで、事業効果を最大化する。同時に、専門性を持った人材の採用・育成や経営資源の最適配分等により、業務の質を不断に向上させる。

(4) 統一性、一貫性のある情報発信

開発協力分野における国際的な課題設定や枠組みづくりに参画すること及び国民の開発協力に対する理解と支持を得ることを目標として、機構全体として統一性、一貫性のある情報発信を行う。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。協力に当たっては、対象都市や地域の問題を科学的、包括的に分析・検討し、公共交通の利便性、都市防災の強化等の都市環境の向上及び地域の連結性を高める回廊の開発を促進する。

イ 運輸交通・ICT

成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に応ずるため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT 環境の整備を支援する。協力に当たっては、運営管理や維持管理等の支援との連携、環境社会配慮やジェンダー配慮を促進するとともに、自然災害への対応として道路防災にも取り組む等、インフラや物流の安全性の確保にも配慮する。その際、我が国企業を含む民間企業の活動の促進にも資することに留意する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。協力に当たっては、地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進等、低廉、低炭素、低リスクを組み合わせた持続可能性に配慮する。また、鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成に取り組む。

エ 民間セクター開発

民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。特に、産業政策の改善、産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上、ビジネス環境の改善及び職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等に取り組む。

オ 農林水産業振興

高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。特に、優良品種等の普及、営農・技術普及の改善、残留農薬対策・各種認証取得推進、流通システムの改善、市場志向型農業の推進、6次産業化や一村一品等による地域活性化に向けた人材育成や体制整備に取り組む。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。その際、戦後の経済成長やバブル崩壊後の不良債権処理、規律に基づいた行政運営等の我が国の経験を活用する。

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化
我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志

摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。

また、新たな課題である非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善にも取り組む。

イ 感染症対策の強化

感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。また、突発的な感染症の拡大に対応し、当該国や周辺国のニーズを踏まえた緊急支援を行う。協力に当たっては、これまでの協力を通じて強化された拠点ラボや人材ネットワークも活用する。

ウ 母子保健の向上

母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。その際、母子手帳に関する支援の成功事例も踏まえ、母子手帳を開発途上地域に普及する活動を継続し、国際的な認知の向上にも取り組む。協力に当たっては、これまでの協力の知見・経験や育成された人材も活用する。

エ 栄養の改善

我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。また、アフリカにおいては、飢餓と栄養不良を克服するため、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）等を推進し、栄養改善に係る分野横断的な活動に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。協力に当たっては、普及率の高さ、水質の良さ、無収水率の低さといった我が国の水道システムの強みや経験も活用する。

カ 万人のための質の高い教育

教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。また、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育にも取り組む。

キ スポーツ

スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。

ク 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。協力を当たっては、我が国政府のアジア健康構想等も踏まえ、我が国の経験や教訓も活用する。

また、国連障害者権利条約及び障害者差別解消法を踏まえ、障害に関する取組・視点の組込をさらに推進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等に取り組む。

（3）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。協力を当たっては、各国の文化的・社会的な背景を踏まえた制度の導入や、戦後の民主化等の我が国の経験を活用する。

イ 平和と安定、安全の確保

紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。協力を当たっては、包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・国内避難民に関係する取組においては、人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意する。

さらに、平和で安全な社会や国際環境を構築するため、民主的なアプローチを重視しつつ、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化、安全なサイバー空間の実現等に向けた支援にも取り組む。

（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献（NDC）等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。特に、低炭素化や気候変動の影響に対応する都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化、気候変動に関する政策・制度の改善、森林・自然生態系の保全や管理の強化に取り組む。また、適応支援ニーズの増大への対応を強化するとともに、各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化を促

進する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

仙台防災枠組 2015-2030 も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。その際、我が国の技術・制度や知見も活用し、開発途上地域や国際社会での災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化に取り組む。

また、被災国に対しては、災害を契機により強靱な社会となる復興を行う「より良い復興」（ビルドバックベター）の考え方にに基づき、被災直後の緊急援助から復旧・復興、次の災害に対する予防・備えまで切れ目のない支援を行う。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。特に、民間企業と連携した REDD+ の推進や我が国の衛星技術を活用した支援に取り組む。協力を当たっては、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約で定められた目的への貢献にも留意する。

エ 環境管理

都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。協力を当たっては、我が国の公害の経験や、政府・地方自治体が有する法制度づくり、組織・人材育成の経験・知見及び民間企業等が有する環境対策技術等を活用する。

オ 食料安全保障

食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、灌漑整備や天候保険の導入等を通じた農業の気候変動に対する強靱性強化に取り組む。さらに、持続的な水産資源の管理と養殖の振興を支援する。

(5) 地域の重点取組

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向

上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。また、防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題に取り組む。協力に当たっては、我が国政府の政策や日・ASEAN 首脳会議における我が国政府の公約への貢献や地域機関との連携に留意する。

大洋州については、太平洋・島サミット（PALM）での我が国政府の公約達成にも貢献するため、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等、小島嶼国を含む地域特有の開発課題への取組を支援する。

イ 南アジア地域

南アジアは、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。協力に当たっては、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化に留意する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは地政学的に重要な位置にあり、併せて市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上や、格差の是正にも留意する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつある一方、貧困層や格差、自然災害等の脆弱性を抱えている国も少なくない。かかる地域の特性を踏まえ、国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。

また、日系社会の存在が我が国とのより強い絆になっていくよう、必要な移住者支援策を継続することに加え、日系社会支援を進め、日系社会との連携・協力に向けた取組を強化する。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、資源価格の下落、感染症や暴力的過激主義の拡大といったリスクも依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。かかる地域の特性を踏まえ、運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の

改善等に係る官民一体となった協力を行う。協りに当たっては、TICAD VI ナイロビ宣言の 3 本柱である経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、質の高い生活のための強靱な保健システム促進、難民問題への対応を含む繁栄の共有のための社会安定化の促進を重視する。また、国別のみならず地域経済共同体を主軸とした地域的な取組も推進する。

カ 中東・欧州地域

中東では多くの国でアラブの春以降の混乱が継続するとともに、シリア難民の問題はグローバルな課題となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。その際、我が国政府の中東地域安定化のための包括的支援への貢献にも留意する。

特に、シリア等からの難民問題については、周辺国、国際機関等とも連携のうえ、受入国国民の受益とのバランスに配慮する。

国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。また、我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地での活動の促進にもつながる事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。具体的には、参画企業の裾野を拡大するとともに、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及びビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。その際、ボランティアの効果的な活動を支えるための技術的支援を行う。加えて、地方自治体や大学・教育機関、民間企業とも連携し、多様な形

態による参加を促進する。

また、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施することに加えて、ボランティア活動を通じて得た経験・知見の社会への還元への支援を通じ、国民の開発協力への理解と支持を促進する。

イ 地方自治体

地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

NGO/CSO の有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。また、NGO-JICA 協議会等を通じた対話の促進、きめ細やかな相談対応の強化、新規団体の発掘及び担い手の育成支援を行う。加えて、開発協力への理解、参加促進及び地域社会への還元のために、我が国国内での NGO/CSO による開発途上地域での開発協力経験の共有を推進する。

エ 大学・研究機関

大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を支援する。また、事業の成果を他の事業形態（スキーム）等につなげることで、研究成果の拡大を促進する。

加えて、我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することで、高い専門性を有し、開発途上地域の開発課題解決を担う中核人材を育成する。

さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。

オ 開発教育、理解促進等

児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じ、地域に密着した開発協力活動の支援及び開発課題や開発協力に対する理解を促進する。

実施基盤の強化

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において

開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。その際、我が国主導のイベントや国際潮流を意識し、オピニオンリーダー層向けの専門広報と国民向けの一般広報を効果的に組み合わせながら、分かりやすく、迅速かつ透明性をもって公表・発信する。また、ソーシャルメディア等の各種広報ツールを効果的に活用し、若年層をターゲットとした広報も拡充する。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力方針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外の NGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNER の情報の一層の充実を図る。

エ 知的基盤の強化

機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGs の達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。

オ 災害援助等協力

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。

突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

ア 実施体制の整備

外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。

本部・国内拠点・海外拠点において、事業成果の発現の観点から業務実施における各部門の役割及び責任範囲をより明確にするとともに、国内拠点・海外拠点に対する本部からの支援や各国内拠点・海外拠点からの本部への発信等、有機的な連携を促進する。

国内拠点を地域の結節点として活用して地域の特性や資源をいかした開発協力を推進するため、多様な担い手との連携、開発途上地域の要請に適合した支援を円滑に提供する体制を強化するとともに、施設の利用促進を図る。

海外拠点については、国際情勢、開発途上地域の社会・経済情勢、協力実績や事業量の変化を踏まえた拠点の最適配置を行う。また、各拠点が柔軟かつ機動的な対応ができる体制を整備する。加えて、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。

イ 業務基盤の強化

業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。具体的には、主要業務に係る機構内の現システムの更改を行うとともに、システム間の連携効率化、新しい情報共有基盤導入によるコミュニケーション改善を推進する。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討しており、具体的な検討を進め、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断された場合には、処分する。

エ 調達合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

また、外部審査等を活用した透明性の向上に加え、制度改善やセミナー開催等を通じて新規参入の拡大や競争性の向上に取り組む。加えて、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を通じて事務能力を強化し、継続的に適正な調達を行う実施基盤を確保する。

3. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策に関する事項

国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。

また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 効果的・効率的な開発協力の推進

ア 予見性、インパクトの向上

戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。

イ 効果・効率性の向上

開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。その際、帰国研修員等ネットワークの強化や、我が国自身の発展の歴史を含む我が国の強みや機構が蓄積してきた経験・教訓及び多様な担い手が有する知見・資源等の活用や、政府、関係機関、民間企業等との有機的連携にも留意する。

(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

ア 国際的な議論への参加と発信

開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。

(3) 開発協力の適正性の確保

ア 環境社会配慮

開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。

イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進

我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議 1325 号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。

ウ 不正腐敗防止

開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。

(4) 内部統制の強化

ア 内部統制を実施するための環境整備

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。

イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応

機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じ内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。

オ 内部監査の実施

適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

カ ICT への対応

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年 8 月）等を踏

まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。

また、PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表 1～3 のとおり。

なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「新しい経済政策パッケージについて」（平成 29 年 12 月 8 日）において、生産性革命の実現を図るために措置されたことを認識し、中小企業の海外展開・生産性向上に資する事業等に係る技術協力を活用する。

7. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 財産の処分等

該当なし。

9. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

10. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

平成 29 年度から平成 33 年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内拠点等施設整備・改修	施設整備費補助金等	3,796
		計 3,796

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度予算編成過程等において決定される。

(2) 人事に関する計画

機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。具体的には、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備や、現地職員も含めた多様な人材の活用に引き続き取り組むとともに、働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーションの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。

また、業務内容の高度化に対応するために、職員のキャリア開発支援及び他機関への出向も含めた研修機会の拡大と研修の質の向上等を通じ、職員の能力を強化するとともに、専門性の強化及び中核的人材の育成を行う。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項
(機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

(4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

以上

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入						
運営費交付金収入	490,552	39,402	126,576	25,287	45,858	727,675
施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	3,654	3,654
事業収入	1,224	-	103	-	-	1,327
受託収入	1,400	-	24	-	-	1,424
寄附金収入	-	-	177	-	-	177
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	7,623	1,493	1,403	23	-	10,542
計	500,800	40,895	128,282	25,310	49,512	744,799
支出						
業務経費	499,400	40,895	128,081	25,310	-	693,686
(うち特別業務費を除いた業務経費)	497,280	39,295	127,781	20,910	-	685,266
施設整備費	-	-	-	-	3,654	3,654
受託経費	1,400	-	24	-	-	1,424
寄附金事業費	-	-	177	-	-	177
一般管理費	-	-	-	-	45,858	45,858
計	500,800	40,895	128,282	25,310	49,512	744,799

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、2017年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

[注3]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注4]運営費交付金収入及び業務経費については、平成29年度補正予算(第1号)により措置された「新しい経済政策パッケージについて」(平成29年12月8日)の中小企業の海外展開・生産性向上に資する事業等の技術協力に係る予算(4,020百万円)が含まれている。

[人件費の見積り]

期間中、70,767百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

収支計画

別表2

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	500,800	40,895	128,282	25,310	44,821	740,108
経常費用	500,800	40,895	128,282	25,310	44,821	740,108
業務経費	499,400	40,895	128,081	25,310	-	693,686
(うち特別業務費を除いた業務経費)	497,280	39,295	127,781	20,910	-	685,266
受託経費	1,400	-	24	-	-	1,424
寄附金事業費	-	-	177	-	-	177
一般管理費	-	-	-	-	42,845	42,845
減価償却費	-	-	-	-	1,976	1,976
財務費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-
収益の部	493,177	39,402	126,879	25,287	44,821	729,566
経常収益	493,142	39,402	126,876	25,287	44,821	729,528
運営費交付金収益	490,552	39,402	126,576	25,287	42,845	724,662
事業収入	1,190	-	100	-	-	1,289
受託収入	1,400	-	24	-	-	1,424
寄附金収入	-	-	177	-	-	177
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	1,976	1,976
財務収益	35	-	3	-	-	38
受取利息	35	-	3	-	-	38
臨時収益	-	-	-	-	-	-
純利益 (▲純損失)	▲ 7,623	▲ 1,493	▲ 1,403	▲ 23	-	▲ 10,542
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,623	1,493	1,403	23	-	10,542
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	500,918	40,895	128,282	25,310	73,893	769,299
業務活動による支出	500,800	40,895	128,282	25,310	42,845	738,132
業務経費	499,400	40,895	128,081	25,310	-	693,686
(うち特別業務費を除いた業務経費)	497,280	39,295	127,781	20,910	-	685,266
受託経費	1,400	-	24	-	-	1,424
寄附金事業費	-	-	177	-	-	177
一般管理費	-	-	-	-	42,845	42,845
投資活動による支出	-	-	-	-	6,667	6,667
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	6,667	6,667
財務活動による支出	-	-	-	-	611	611
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	611	611
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	8,028	8,028
次期中期目標期間への繰越金	118	-	-	-	15,743	15,861
資金収入	500,918	40,895	128,282	25,310	73,893	769,299
業務活動による収入	493,177	39,402	126,879	25,287	45,858	730,603
運営費交付金による収入	490,552	39,402	126,576	25,287	45,858	727,675
事業収入	1,224	-	103	-	-	1,327
受託収入	1,400	-	24	-	-	1,424
寄附金収入	-	-	177	-	-	177
投資活動による収入	118	-	-	-	834	952
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	834	834
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	118	-	-	-	-	118
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前期中期目標期間からの繰越金	7,623	1,493	1,403	23	27,201	37,743

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) - E(y)$$

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 物件費

C(y) : 人件費

D(y) : 特別業務費

E(y) : 事業収入

○物件費 B(y)

各事業年度の物件費 B(y) は以下の式により決定する。

$$B(y) = \text{直前の事業年度の物件費 } B(y-1) \times \text{効率化係数 } \alpha \times \text{調整係数 } \sigma$$

・効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

・調整係数 σ

法令改正等に伴う業務の改変、政策的要素に伴う事業量の増減等を勘案し、各事業年度の予算編成過程で当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 C(y)

各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○特別業務費 D(y)

機構の判断のみで決定または実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○事業収入 E(y)

各事業年度の実業収入 E(y) は以下の式により決定する。

$$E(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + \text{直前の事業年度における雑収入 } F(y-1) \times \text{収入係数 } \delta$$

・収入係数 δ

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 効率化係数 (0.986 と仮定)

σ : 調整係数 (1.00 と仮定)

δ : 収入係数 (1.03 と仮定)

以 上